

## 第1回委員会における主なご意見

議題	意見の内容
<p>条例検討の背景及び調布市の現状について</p>	<p>○障害福祉課以外の市役所の部署にも手話通訳者の配置があると、市役所に行きやすい環境になる。</p> <p>○手話通訳派遣のコーディネーターを手話通訳士の有資格者にしてほしい。手話通訳士の仕事の範囲を広げることで、聞こえない人たちの社会参加の機会が増える。</p> <p>○難聴者の中でも、手話ができない、苦手な人がいる。手話以外にも意思疎通の手段はあるということをPRしてほしい。</p> <p>○代読・代筆について、人によって技術の差があり、担い手も不足している。スキル向上のための研修や、難しい分野の内容でも代読・代筆できるような専門性のある人を派遣できる制度として枠組みに入れてほしい。図書館の対面朗読もあるが、単独で行けない人は、対面朗読を利用するために、限られたガイドヘルパーの時間を使わなくてはならない。</p> <p>○障害の種別に関わらず、情報を得ることに保障が必要。例えば視覚障害者は情報を入手することが難しい。</p>
<p>条例の形態（一つにするか二つに分けるか）</p>	<p>○手話はろう者の言語であり心のよりどころであるということを知ってほしい。そのためには2つに分けて制定することが必要。過去には差別されていた歴史もあり、単なるコミュニケーション手段のみとして見てほしくない。</p> <p>○聴覚障害者にとっての主たるコミュニケーション手段である手話と、その他の障害における補助的な意思疎通手段を同等に扱うのはおかしいのではないかとの意見も団体内では多かったので、別々の条例にした</p>

議題	意見の内容
<p>(続き)  条例の形態（一つにするか二つに分けるか）</p>	<p>方が良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意思疎通支援条例の前文には「共生社会の実現のために」という文言を先に書いてほしいと考えており、手話言語条例の場合「手話は言語である」という言葉が先にきそうなので、その点でも捉え方が異なるため、別々にした方が良く考える。</li> <li>○高次脳機能障害のある人は、頭の中ではいろいろ考えていても言語にすることが難しい。そういう人にとっては、ジェスチャーや表情が言語になるのではないか。</li> <li>○まだ社会的に認知されていない障害について知ってもらう機会にもなるため、障害によってコミュニケーションの仕方が違うことや、実はこういうトラブルが起きている、実はコミュニケーションが取れているように取れていないなど、障害ごとの実態を認知してほしい。そのためには、意思疎通支援として分けた条例が必要。</li> <li>○手話が言語であるということも重要だが、意思疎通支援としても二つに分かれている方が、障害者にとって意思疎通支援条例が私たちのための条例なんだと思えるのではないか。</li> <li>○手話を使うことを認めてもらう、ちょっとした単語でも手話で伝えられるまことにというのが「手話言語条例」の方で、「意思疎通支援条例」は福祉サービスという感覚。点字、音訳、盲ろう者の支援などは「福祉サービス」としてサポートしていかなければならないもの。</li> <li>○手話を言語とする人は、頭の中でも手話で考えて生活している。日本人で日本に生まれ育っても日本語を母語としない人がいるが、その言語権が保障されていない状況がまだまだ日本中にあるからこそ「手話言語条例を」という動きが出ているのだと思う。ろう者の言語権に特化した条例と、一方で福祉的な支援、理</li> </ul>

議題	意見の内容
<p>(続き)  条例の形態（一つにするか二つに分けるか）</p>	<p>解があればコミュニケーションがとりやすくなることを訴えていく条例として2つの必要性を感じる。</p> <p>○手話言語と失語症の分野ではなかなか考え方の接点がないが、見つけられるのではないかと思う。現時点では手話言語も意思疎通の範囲かなという気もあるが、話を聞いているとはっきり違うのかなとも。結論は今のところ出ていないが、これから出していきたい。</p> <p>○手話は言語であると明確に市民に発信し、理解を広げていく観点と、様々な障害特性に応じた意思疎通支援があるという理解を広げていくことを考えると、二つの条例を制定した方が良い。</p> <p>○条例を一つにまとめてしまうと、手話言語が先に来てしまうので、どうしても「ろう者のため」という風が目立ってしまう。そういうことを求めているわけではないので、手話言語ためと意思疎通支援のためというふうに、明確に分ける必要がある。</p> <p>○条例を二つに分けるという方向性で整理していった方が良い。具体的に条例の中身を詰めていくときに、条例を二つに分けるからと言って、分離するのではなく、それぞれが相互に支えあうような意味合いを含む中身を作っていくことが重要。</p>
<p>条例にどのような項目を入れるか  (共通・全般)</p>	<p>○両方に前文があった方が条例の目的、理念がわかるやすくて良い。文章の形態は「です。ます。」調が良いかと思うが、他市の条例を見ると「～である」調が多く、言い方にはこだわらない。</p> <p>○条例の書き方として言葉の定義は必要で、構成として通常の方法かと思う。きちんと明示しなければ、後々どういう意味なのかとトラブルになることも想定される。</p> <p>○それぞれの条例の目的、対象の違いを提示したうえで必要な内容を盛り込んでいく。</p>

議題	意見の内容
<p>条例にどのような項目を入れるか (手話言語条例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○聴覚障害以外の人にとっても、目で見てわかりやすいコミュニケーションの一つとして手話も取り入れられていくと良いのではないか。学校教育などで幼少期から触れる機会も多くなったら。</li> <li>○手話通訳者派遣のための人材確保及び養成</li> <li>○教育現場、病院、介護、保健福祉、労働、災害に関する内容</li> <li>○手話を使った情報発信。市のお知らせやテレビ、動画に手話通訳をつける。</li> <li>○聴こえない子どもが生まれた場合の教育相談、支援</li> </ul>
<p>条例にどのような項目を入れるか (意思疎通支援条例)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意思疎通支援の手段、方法にどのようなものがあるのか、具体的に条例に盛り込む。</li> <li>○意思疎通支援に関する相談などの支援体制</li> <li>○意思疎通困難者への合理的配慮、子どもへの教育配慮</li> </ul>